

J Aみや19発第101号
令和7年9月25日

各せり市

出荷者、購買者 各位

J Aみやざき児湯家畜市場運営部
〈 公 印 省 略 〉

各せり市の事故負担金及び事故補償の取り扱いについて

時下、貴殿におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より当市場をご愛顧頂き誠にありがとうございます。
さて、このことについて、下記の通り取扱い致しますので、ご連絡申し上げます。
今後とも、安心・安全な市場運営に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜ります様宜しくお願い申し上げます。

記

1. 事故負担金

〈徴収する牛〉

- ・実際のせり市に出場し、競りによって売買が成立した牛については、これまで通り徴収する。

〈徴収しない牛〉

- ・実際のせり市に出場せず、伝票上で売買が成立した牛については、今後徴収しない。

2. 事故補償

- ・事故負担金を徴収しない牛は、如何なる事故が発生しても補償しない。

3. 実施時期

令和7年10月1日